

草津市ボランティアセンター登録要項

（目的）

第1条 この要項は、草津市（以下「本市」という。）のボランティア活動の推進のため、草津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）内の草津市ボランティアセンター（以下「センター」という。）にボランティア登録制度を設け、その登録の実施にあたり必要な事項を定める。

（登録の種類）

第2条 登録の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 個人ボランティア登録
- (2) ボランティア団体登録

（ボランティアの登録要件）

第3条 ボランティアの登録要件は、登録の種類ごとに次の各号に定める要件を備えているものとする。

（1）個人ボランティア登録

- ア 登録時、本市に在住、在勤、在学のいずれかであること。
- イ センターと連携をとりながらボランティア活動を行う意思があること。
- ウ センターのコーディネートに基づく活動への協力や連携が図れること。
- エ 登録基準となるチェックシートのすべての項目に該当すること。
- オ ボランティア活動における事故等に対応するため、原則として「ボランティア活動保険」に加入すること。

（2）ボランティア団体登録

- ア 会員が本市に在住、在勤、在学または本市内で活動し2人以上で構成される団体であること。
- イ 団体の主な活動が会員間の互助活動ではなく、市民全般を対象とした活動であること。
- ウ センターが開催する事業に積極的に参加協力する意思があること。
- エ 登録基準となるチェックシートのすべての項目に該当すること。
- オ ボランティア活動における事故等に対応するため、原則として「ボランティア活動保険」に加入すること。

2 次の各号に掲げるものは、登録することができない。

- (1) 政治活動又は宗教活動、営利活動を目的とした個人及び団体
- (2) 有資格者や趣味・技能取得のみで行われる活動を行う個人及び団体
- (3) 公共の福祉に反する活動を行う団体
- (4) その他、本会会長が適切でないと認めた活動を行う個人及び団体

（登録期間）

第4条 登録の期間は、毎年4月1日より翌年の3月31日までの1年間とする。年度中途登録については、登録完了日の年度の3月31日までとする。

(登録手続)

第5条 センターに登録を希望する個人および団体は、次の書類を提出する。

- (1) チェックシート
- (2) 登録カード
- (3) 会員名簿
- (4) 規約・会則(ある場合)
- (5) 活動紹介資料(リーフレット、会報誌、新聞記事など)

2 センターは前項の書類の提出を受けた時は、これを審査し登録要件に該当する団体については登録証を発行する。

3 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに報告する。

4 提出された書類のうち、個人情報を除き、原則として公開する。

5 草津市立市民総合交流センターキラリエ草津サポーターへの登録を希望する団体については、第1項の提出書類の写しをもってセンターが草津市へ登録手続きを行う。

(登録団体等への支援)

第6条 センターは、登録した個人ボランティア及びボランティア団体のボランティア活動の振興を図るため、次の支援を行う。

- (1) ボランティアの活動・団体運営に関する相談援助
- (2) ボランティア活動の斡旋及び紹介
- (3) 草津市ボランティアグループ活動助成金基準に基づく助成
- (4) センター所有の備品等の利用
- (5) センターが主催する交流会・研修会等の案内
- (6) その他の情報提供

(登録の取消)

第7条 登録の取消を希望するものは、ボランティア登録取消届をセンターに提出する。

2 第1項に基づく届出のほか、登録ボランティアが以下のいずれかに該当すると認められた場合は、本会は登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 第2条に非該当となった場合
- (2) 個人の登録ボランティアが死亡した場合
- (3) 登録団体が解散した場合
- (4) 登録した個人及び団体が、公共の福祉に反する活動を行った場合
- (5) その他、本会会長が不適格と認めた場合

(その他)

第8条 この要項に定めのない事項については、その都度草津市ボランティアセンター長が定める。

附 則

1 この要項は、平成28年2月1日より施行する。

附 則

1 この要項は、令和3年4月1日より施行する。